

## 山陽小野田市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

平成20年 6月 1日 制定

平成28年 4月 1日 一部改正

平成28年 7月 11日 一部改正

### (設置)

第1条 地域において市民相互で行う一時保育等の育児の援助活動(以下「援助活動」という。)を支援し、労働者の福祉及び児童の福祉の向上を図ることを目的として、山陽小野田市ファミリーサポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

### (開館時間等)

第2条 センターは、健康福祉部こども福祉課に置く。

2 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日(イに掲げる日を除く。)

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 依頼会員 児童(小学校を修了した年の3月31日までの者をいう。)又は市長が特に必要と認める者(以下第8条において「援助児童」という。)の保護者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に居住しているもの(里帰り出産のため一時的に居住しているものを含む。)

イ 市内の事業所に勤務しているもの

(2) 提供会員 市内に居住し、満20歳以上の者であって、積極的に援助活動を行うことができるものをいう。

(3) 両方会員 依頼会員と提供会員を兼ねる者をいう。

(業務内容等)

第4条 センターは、依頼会員、提供会員及び両方会員（以下「会員」という。）による援助活動を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関すること。
- (2) 提供会員の研修及び講習に関すること。
- (3) 援助活動の調整及び相談に関すること。
- (4) 援助活動の広報に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 市長は、センターの業務の一部又は全部を委託することができる。

(会員の登録等)

第5条 会員になろうとする者は、山陽小野田市ファミリーサポートセンター入会申込書（様式第1号。以下この条において「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を審査し、適当と認める場合は会員になることを承認する。

3 市長は、前項の場合においてファミリーサポートセンター会員証（様式第2号。以下「会員証」という。）を交付する。

4 会員は、入会に際してセンターの実施する講習を受けなければならない。

5 会員は、会員証を破損し、又は紛失したときは、市長に申し出てその再交付を受けなければならない。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次のいずれかに該当したときは、会員の登録を喪失する。

- (1) 山陽小野田市ファミリーサポートセンター退会届（様式第3号）により、市長に退会を申し出たとき。
- (2) 会員が第3条に規定する資格を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が会員として適当でないと認めたとき。

2 会員は、その登録を喪失したときは、直ちに、会員証を市長に返還しなければならない。

(アドバイザー及びサブリーダー)

第7条 市長は、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第4条に掲げる業務のほか、センターの目的達成のため次に掲げる業務を行う。

(1) 地域における会員のグループ（以下この条において「地域グループ」という。）形成に関すること。

(2) 地域グループごとのサブリーダーの選任及び育成指導に関すること。

(3) 会員の統括及び会員間の苦情等の調整に関すること。

3 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、援助活動を調整する。

（援助活動の内容）

第8条 提供会員が行う援助活動は、概ね次に掲げるものとする。

(1) 援助児童の保育

(2) 援助児童の保育所、学童保育所、学校等への送迎

(3) その他依頼会員の仕事と育児の両立のために必要な活動

2 前項第1号の保育は、原則として、提供会員の居宅において実施する。

（援助活動の時間）

第9条 提供会員が援助活動を実施する時間は、概ね午前6時から午後10時までの間において、必要と認められる時間とする。

（援助活動の実施）

第10条 依頼会員は、育児の援助を必要とするときは、センターに援助の申込みを行う。

2 前項の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、アドバイザー又はサブリーダーを通じて、申込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡するものとする。

3 提供会員は、援助活動終了後、山陽小野田市ファミリーサポートセンター援助活動報告書（様式第4号）を作成し、依頼会員の確認印を受けた後、1月分をまとめて翌月5日までにセンターに提出しなければならない。

（報酬等）

第11条 援助活動を受けた依頼会員は当該援助活動終了後、市長が別に定める額を基準として報酬等を提供会員に支払わなければならない。

2 依頼会員は、援助活動の申込みをした後に当該申込みを取り消したときは、

市長が別に定める取消料を提供会員に支払わなければならない。

(守秘義務等)

第12条 会員は援助活動に当たっては、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 援助活動により知り得た秘密を漏らさないこと。会員でなくなった後も、また、同様とする。

(2) 援助活動の依頼及び実施については、必ずセンターを通じて行うこと。

(3) 会員証を携帯し、求めに応じて提示すること。

(統括)

第13条 健康福祉部こども福祉課は、センターを統括する。

(補償保険への加入)

第14条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、ファミリーサポートセンター補償保険に加入しなければならない。

2 前項の保険加入に要する費用は市の負担とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。